

奈良県告示第百五十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十八年七月一日現在の地番による。）
香芝市狐井二二九番一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社関西ハウジング 代表取締役 西浦克至
- 三 申請者住所 香芝市旭ヶ丘一丁目二九番地の二
- 四 道路の幅員 四・〇〇メートルから五・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・三三メートル
- 六 指定年月日 平成二十八年七月八日
- 七 指定番号 高土第二七〇九号